

令和4年度
立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金
補助対象事業 募集要項



表紙写真：令和3年度文化芸術のまちづくり奨励金対象事業

[立川ふれあい子どもまつり] より

文化芸術のまちづくり事業補助金とは

この補助金は、市内で活動する文化芸術団体が実施する事業を支援することで、第4次文化振興計画に定める「文化芸術ではぐくむ だれもが楽しめるまち」を実現するため、市の文化芸術団体支援機関である立川文化芸術のまちづくり協議会が実施するものです。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施される事業で、一定の条件を満たすものに対し、最大50万円の補助をします。対象事業の申請年数に応じて、補助金・奨励金の制度がそれぞれあります。

補助金の限りある財源を有効に分配するため、補助対象事業選定委員会を通して事業の評価を行い、補助対象事業を決定します。

目次

補助金・奨励金概要 - - - - - 1

補助対象経費について - - - - - 8



協議会キャラクター「メロリン」

令和3年度 補助金・奨励金実績

令和3年度立川文化芸術のまちづくり協議会補助事業 補助金・奨励金 申請団体一覧

補助金 奨励金	事業名・団体名・内容		上段： 開催時期 下段： 開催場所	補助金交付・ 申請実績			奨励金交付・ 申請実績		
				①	②	③	①	②	③
補助金 ①	アール・ブリュット立川2021	アール・ブリュット 立川 実行委員会	令和3年 5月19日(水)～ 9月15日(水)	R1	R2	R3	—	—	—
	アール・ブリュット作品の展示。昭和記念公園での若手アーティストと共に作品展示を行ったほか、高松学芸館や立川タロス、グリーンズプリングス等で作品展示をおこなった。アール・ブリュット作品を多くの人に伝えるとともに、福祉環境の中で生きる作家たちの自立支援のパイプ役になれるよう活動している。		国営昭和記念公園 花みどり文化センターほか						
補助金 ②	オーケストラによるファミリーコンサート	ムジカ プロムナード	令和4年2月27日 (日)	R3	—	—	—	—	—
	フルオーケストラによるファミリーコンサートを実施。地域、特に子供たちに生の演奏に触れる機会を提供するとともに、地域のオーケストラとして市民との交流を深める。		たましんRISURU ホール 大ホール						
補助金 ③	立川ニューイヤーパーラ コンサートⅢ	遊 音楽企画	令和4年1月15日 (土) 【開催できず】	R3	—	—	—	—	—
	立川市にゆかりある若手音楽家たちを中心とし、オペラから昭和歌謡まで幅広い客層に楽しんでもらえるコンサートを開催。また、コンサートに先駆けアウトリーチ企画として老人ホームなどで無料コンサートを実施する。公演後はアーカイブ動画を作成し、来場できない人に向けた放映を予定している。		たましんRISURU ホール 小ホール						
補助金 ④	立川ふれあいこどもまつり	立川ふれあいこども まつり実行委員会	令和4年 2月16日(水)、 19日(土)、3月 13日(日)	R1	R3	—	—	—	—
	工作、昔遊び、わらべうた、市内児童館によるあそびコーナー、絵本コーナー、ハーモニカ生演奏等をおこなう「ふれあいこどもまつり」を開催。子どもたちが地域の方と交流をしながら様々な文化体験を通すことにより、豊かな感性を育てるようにする。		たましんRISURU ホールほか						
補助金 ⑤	朝鮮半島芸術が灯す未来への 光～ハンギョル～	CHU CHE (チュ チェ)	令和4年 3月29日(火)	R3	—	—	—	—	—
	プロのダンサー、奏者を招いて朝鮮の楽器で日本の曲を奏でるなどを行う。朝鮮半島の芸術を通じて、日本における在日朝鮮人の存在をアピールし、知ってもらうことで文化交流、日朝友好・親善に繋げたい。		立川市女性総合 センターアイム ホール						
補助金 ⑥	～大好きなまち立川～ たちかわ吹奏楽フェスタ	立川市吹奏楽交流会	令和4年2月13日 (日) 【開催できず】	R3	—	—	—	—	—
	フェスティバル形式の吹奏楽コンサートを開催。市内の小・中・高等学校の吹奏楽部や大学及び一般のアンサンブルや吹奏楽団が出演予定。吹奏楽の振興、吹奏楽を通じた世代間の交流や地域コミュニティの振興を図ることを目的としている。		たましんRISURU ホール 大ホール						
奨励金 ①	第9回 フォレストレディース・ス ウィング・オーケストラ コン サート	フォレストレディ ース・スウィング ・オーケストラ	令和4年 2月26日(土)	H30	R1	R2	R3	—	—
	往年のビッグ・バンド形式を女性のみで華やかで優しいサウンドにて演奏。伝統的で良質な音楽を提供することで高齢者に懐かしさと楽しさを提供しつつ、若い世代に良質で伝統的な音楽に触れてもらう機会を創出する。		たましんRISURU ホール 小ホール						
奨励金 ②	中高生と創る シェイクスピア劇2021	たちかわシェイクス ピア プロジェクト実行委 員会	令和3年 5月2日(日)～ 5月5日(水・ 祝)ほか	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	シェイクスピア作品を題材に、多摩地域の中高生を対象にした演劇の長期的なワークショップを実施し、成果発表として演劇公演を行う。コロナ禍ならではの演劇創作として現地参加・リモート参加の2種類を設け演劇の可能性を体感する。また、成果発表公演は現地演劇と配信演劇を設け、観客に選んでもらえるようにした。		オンライン(立 川市内より配 信)・たましん RISURUホール他						
奨励金 ③	「おやこ・de・アート展」in 立川 アーカイブ化事業 (仮)	Nomad Art ノマド アート	令和3年 6月5日(土)～ 6月30日(水)ほ か	H29	H30	R1	R3	—	—
	未来センターとオンラインのハイブリット方式のアーカイブ展開催。過去の実践をアーカイブ化することによって、アートプロジェクトと市民活動、それぞれの要素を合わせ持つ本事業の意義を共有すること、それにより困難な状況においても持続可能な文化芸術活動のあり方について市民とともに探していくきっかけとすることが目的。		子ども未来セン ター・オンライ ン						

※補助金③、⑥については新型コロナウイルス感染症の影響で事業が実施できず、かかった経費を交付。

9事業中8事業採択

交付予定額合計	3,024,000
交付額合計	2,058,000

補助の対象となる団体及び事業

補助を受けるには、以下の条件を満たす必要があります。

補助対象となる団体の条件（補助金・奨励金共通）

- (1) 文化芸術活動を行っているか、今後（継続的に）行う意思がある団体であること
- (2) 構成員が5人以上の団体であること
- (3) 主たる活動の場が立川市内にあるか、今後立川市内で（継続的に）活動する意思がある団体であること
- (4) 営利活動を目的としていない団体であること
- (5) 政治活動や宗教活動を目的としていない団体であること
- (6) 暴力団もしくはその統制下にある活動を行っていない団体であること

○ 法人格の有無、学生・社会人は問いません。

○ 団体の規約や会則及び会員名簿を応募書類に添付してください（お持ちでない場合はご相談ください）。

補助対象となる事業の条件

【補助金】

- (1) 主に立川市内で実施すること※¹
- (2) 公益性を有すること及び市民生活において不特定多数の利益に寄与すること※²
- (3) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に実施すること
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと
- (5) 次の①～⑤に該当する文化芸術事業であること
 - ① 地域社会の文化芸術の向上に寄与する事業
 - ② 先進性を持った事業
 - ③ 独創性を持った事業
 - ④ 発展性・波及性を持った事業
 - ⑤ その他、特に必要と認める事業※³
- (6) 応募する事業が立川市及び立川市の外郭団体から補助金を受けていないこと
- (7) 企画制作されたパッケージを購入する「買い公演」や営利を目的とする「招聘公演」でないこと

※¹ 立川市民が主な対象であれば、この限りではありません。

※² その事業による受益者が団体構成員や特定の人のみの場合には対象となりません。

※³ 立川文化芸術のまちづくり協議会及び選定委員会で個別に判断します。

【奨励金】

左記補助金の条件に加え、以下の条件を満たし、文化芸術の育つ環境づくりを積極的に推進する事業を対象とします。

- (1) 立川文化芸術のまちづくり事業補助金を既に通算3年間活用していること
- (2) 公益性が高く、市民生活において不特定多数の利益に大きく寄与すること
- (3) 立川の文化芸術によるまちづくりのために、特にその継続が必要と認められること
- (4) 本奨励金を活用しない自立性ある運営を目指して、財源確保等の自主的な取組を実施又は令和4年度中に実施を予定していること

補助金の内容と交付期間

補助金額の上限は50万円。自己資金の持ち出しを軽減し、事業の新規開始時をサポートすることを目的に、補助の対象となる事業経費に対する補助金の割合を以下の通りとします。

補助金の交付 1年目が4分の3以内、2年目が3分の2以内、3年目が2分の1以内。奨励金は2分の1以内。補助金の交付は予算の範囲内で行います。

審査は非公開とし書類審査及びヒアリングを行います。同一年度で応募できるのは1事業のみ。

同一事業の補助金・奨励金の交付については通算3回を限度とします。ただし、一度の応募・審査で3回の補助が約束されるものではなく、各年度の事業募集に応募し、選定委員会で認められる必要があります。

〈例えば〉 補助対象経費 50 万円 の事業を申請する場合		1 年目	2 年目	3 年目・奨励金
	補助金・奨励金（上限）	375,000 円	333,000 円	250,000 円
	自己資金	125,000 円	167,000 円	250,000 円

* 審査により交付予定額の上限と事業終了時の補助対象経費に対する割合を決定し、最終的な交付額に反映させます。

補助の対象とする経費

補助の対象となる経費は、対象の事業に係る経費のうち、次に挙げるものとします。

対象経費上限額などの詳細については、8 ページ以降に掲載している「補助対象経費について」をご確認ください。

補助対象経費	補助対象外経費
○講師等謝礼費（講師謝礼、アルバイト賃金、出演料等）	× 団体事務運営費（備品や日常事務のための消耗品、光熱水費等）
○消耗品費（事業に使用する文具等）	× 食糧費・宿泊費
○印刷製本費（チラシ・ポスター・プログラム等）	× 団体の構成員が受取人となる謝礼等
○通信運搬費（郵便料、ガソリン代等）	× その他選定委員会が不相当と認める経費
○使用料（会場使用料、借り上げ料等）	
○保険料（傷害保険料等）	
○その他の経費（委託料、各種手数料、印紙代等）	

○領収書の宛名は、代表団体名としてください。

新型コロナウイルス感染症への対応

補助金対象と認定するかどうかの審査にあたり、1ページ「補助の対象となる団体及び事業」の条件に加え、「新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な措置を講じているか」を審査基準に追加します。なお、4ページの応募書類にあるとおり、「新型コロナウイルス感染症予防計画書」を提出していただきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた部分に対して、補助対象経費基準表によらず下記のような補助を行います。

【中止になった事業について】

令和4年4月以降に開催予定であった事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になったものについては、準備等にかかった経費分の補助を行います。^{※1}

＜例＞令和4年4月開催予定だった公演が緊急事態宣言を受け中止になったが、チラシ等はすでに作成していた。

→補助対象経費（8ページ）の分の申請が可能です。

【対象経費について】

新型コロナウイルス感染症の影響により発生した経費について、従来の補助対象経費（8ページ）の他に「新型コロナウイルス感染症対策費」として補助を行います。^{※2}

＜例＞・感染症予防のための消毒液やマスク等の消耗品の購入

・動画配信のためのビデオカメラ等のリース料^{※3}

・会場消毒や入場制限監視員などの委託料 など

※1 中止となった事業が補助を受けた場合、補助通算回数としてはカウントしませんが、次年度以降に改めて申請をする場合は、申請額から今年度補助額を引いた額が補助金額となります。

＜例＞令和4年度の事業が中止になったが、かかった経費のうち10万円を補助金として受けた。

→令和5年度改めて補助金の申請をし、申請額は40万円になったが、令和4年度に10万円の補助を受けたので、令和5年度は30万円の補助額となる。

※2 ビデオカメラの購入など一般的に高額とみなされるものについては対象外経費とします。判断が難しい場合は事前にご相談ください。

※3 会場の定員に制限がある場合など、通常の開催と同時に動画配信を行うなどのハイブリット型の開催も事業として認められます。そのような開催方法を取った場合の経費も感染症対策費と認められます。

申請時の相談について

○補助金・奨励金の申請にあたって、ご相談を受け付けます(希望者のみ)。

下記にご連絡いただき、ご予約の上、お気軽にご相談ください。

TEL : 042-506-0012 (直通) FAX : 042-525-6581

e-mail : chiikibunka-t@city.tachikawa.lg.jp

応募の方法

応募の方法は、下表のとおりです。

応募期間	令和4年8月25日(木)～令和4年9月30日(金) <必着>
応募書類	<p>指定の応募用紙(第1・2・3号様式)をお使いください。</p> <p>なお、別に添付書類として以下の書類も必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">①団体の会則・規約・定款等②会員名簿(会員名簿は、審査及び事業内容の確認のみに使用します)③団体の年間活動や予算・決算等のわかる資料(総会資料等) <p>* 応募用紙は、協議会事務局(地域文化課内)で8月25日(木)から配布する募集要項内のほか、市ホームページからダウンロードできます。</p> <ul style="list-style-type: none">④新型コロナウイルス感染症予防計画書(添付のものをご参考ください) <p>* ご提出いただいた応募書類の返却はできません。</p>
提出方法	<p>●郵送提出 <令和4年9月30日(金)締切必着></p> <p>宛先: 〒190-0022 立川市錦町3-3-20 たましんRISURUホール2階 立川文化芸術のまちづくり協議会事務局(地域文化課内) (応募書類在中)と明記してください)</p> <p>●直接提出</p> <p>たましんRISURUホール2階「地域文化課」へ直接お持ちください。</p> <p>土曜・日曜・祝日はお休みです。 午前8時30分～午後5時15分の間にご提出ください。</p>

【補助金応募から事業完了報告までのスケジュール】

応募期間	令和4年8月25日(木)～令和4年9月30日(金)
ヒアリング	令和4年11月8日(火)
事業実施期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
報告書提出	令和5年4月中旬まで(事業完了後随時)

補助金・奨励金対象事業の審査

選定委員会において、応募事業の書類審査及びヒアリングを行います(非公開)。

●書類審査及びヒアリングについて

団体や事業の内容、書類等が応募の要件を満たしているか、不適切な経費計上はないかを確認するための審査です。書類審査で問題がない団体にはヒアリングを行います。

●ヒアリング日程について

日程及び場所	<u>令和4年11月8日(火)</u> たましんRISURUホール内(予定) (申請受領後、申請者宛に時間・場所を通知します。)
発表方法	プレゼンテーション及びヒアリング
審査方法	応募団体ごとに指定する時間に審査を行います。各団体が行う事業等について、質疑応答を行います。

●審査基準について

選定委員会では、以下の項目に留意して審査を行います。

- ① 社会貢献度・地域貢献度
- ② 安定性・計画性
- ③ 発展性・波及性
- ④ 独創性・先進性
- ⑤ 今日性・重要度
- ⑥ 情熱・意欲・熱意

●審査結果について

審査結果は、順次「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付対象事業審査結果通知書」(第4号様式)で各応募団体に通知します。また、対象となった事業及び団体の名称は協議会及び立川市のホームページなどで公表します。

事業報告・交付申請

- 補助金交付を受けた団体は、事業終了後1ヵ月以内（事業終了が年度末の場合は、令和5年4月中旬まで）に実績報告書類を提出していただきます。
- 交付額は、交付予定額以内で、補助対象経費（事業終了時）に対して審査結果通知書に記載された割合以内の金額（1,000円未満切り捨て）となります。
- 報告の際、書類の不備や誤った記載があった場合は修正していただく必要があります。日程に余裕をもった報告に、ご協力ください。
- 期日までに報告が確認できないときは、補助金が不交付となり返還請求をする場合があります。

報告時の提出書類

- ・「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金実績報告書」（第8号様式）
- ・「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金事業報告書」（第9号様式）
- ・「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金収支決算書」（第10号様式）
- ・「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付申請書」（第11号様式）
- ・領収書の写し（コピー）【宛名が主たる団体のもの】
- ・出納簿（コピー可）
- ・事業の成果物（冊子・パンフレット・チラシ等）
- ・事業実施時の写真（デジタルデータ含む）
- ・その他参考資料

- 必ず写真や映像を記録して、活動の様子を記録・保存して下さい。
- 活用事業発表会を開催する場合は、日程・場所など詳細について補助金・奨励金を交付する団体に追って通知します。
- 立川文化芸術のまちづくり協議会が「事業成果報告書」を作成する場合には、原稿の寄稿などのご協力をお願いいたします。

補助金・奨励金の前払い

「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付対象事業審査結果通知書」（第4号様式）で内定を通知された団体で、前もって補助金・奨励金の一部の支払いを受けなければ対象事業の実施が困難な場合、申請により交付予定額の2分の1まで（1,000円未満切り捨て）の前払いを受けることができます。

前払いを受けようとする場合、「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金前払申請書」（第5号様式）を提出して下さい。申請書の提出を受けて、補助金・奨励金（前払い分）をお支払いします。

補助金・奨励金（前払い金）は交付予定額（内定）を前提としてお支払いするもので、事業終了後の決算の際に協議会による報告書類の確認をもって、最終的な交付額を決定します。

事業実施にあたっての留意事項

1. ポスター・チラシ・パンフレット・看板等の製作について

ポスター・チラシ・パンフレット・看板等を製作する際には、
「令和4年度 立川市文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金
助成事業」の文言とロゴマークの明記をお願いいたします。



TACHIKAWA
BILLBOARD

2. 事業・団体に関する情報提供について

市民や各種メディア等から事業に関する問い合わせがあった場合には、応募書類に記載されている団体の代表者名および事務所連絡先を公開しますので、ご了承ください。

補助金申請までの流れ

【応募期間】

8月25日（木）～9月30日（金）（必着）
地域文化課へ提出

【ヒアリング】※参加必須

日程：令和4年11月8日（火）
場所：たましんRISURUホール（予定）

【採択事業決定】11月下旬頃（予定） 応募団体へ審査結果通知送付

【交付申請・交付決定】 予算の範囲内で交付決定額を調整します。

【補助対象事業】 事業実施

※希望する団体には補助金・奨励金を事前交付

【事業完了】令和5年3月31日まで

事業完了後、1か月以内に事業報告書一式を提出
事務局が報告書類を確認後、補助金・奨励金を交付

項 目	補助金・奨励金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
講師等謝礼 (つづき)	出演料 ◆内訳欄で、招へいする出演者、単価等を明確にしてください。 (予定している出演者について、詳細な資料があれば併せて提出してください。)
消耗品費	事業に使用する文具等の消耗品を対象とします。 ◆内訳欄で、内容・単価・数量等を明確にしてください。 ◆記念品は対象になりません。 ◆備品となるものは対象になりません(パソコン用ソフトも備品に準じます)。
印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラム等の印刷製本費用を対象とします。 ◆内訳欄で、作成物・単価・数量等を明確にしてください。 ◆業者に発注する場合も印刷製本費として計上してください(内訳は同様に明示してください)。
通信運搬費	郵送料 郵便代・宅配便代など郵送にかかる費用を対象とします。 ◆内訳欄で、内容・単価・数量を明確にしてください。 運搬費 ガソリン代や、業者に発注して運搬する場合などに必要な経費を対象とします。 ◆内訳欄で、内容・単価等を明確にしてください。 ◆構成員が車を提供した場合にはガソリン代のみ対象となります(車の提供者名の領収書ではなく、ガソリンスタンドの領収書が必要となりますのでご注意ください)。提供者への謝礼等は対象になりません。 ◆レンタカー使用の場合で、借上げ代金の中にガソリン代が含まれる場合は、使用料(借上げ料)と一緒に計上してください。 ◆運搬作業のためにアルバイトを要した場合でも、アルバイト費用は「謝礼費」に計上してください。 電話・FAX・インターネット等通信料 通常の事務経費との区別が難しいため、対象になりません
使用料 (次頁につづく)	会場使用料 催物の使用にかかる経費を対象とします。 ◆事業実施のために必要なもののみを対象とします。 ◆内訳欄で、予定会場・単価・時間等を明確にしてください。

項 目	補助金・奨励金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
<p>その他 (つづき)</p>	<p>委託料</p> <p>★ 総事業費に対する委託料の割合が著しく高い場合、あるいはその作業を外部に委託する必要性が認められない場合には、対象としない場合があります。</p> <p>◆内訳欄で、委託内容を明確にしてください（詳細な資料があれば別添してください）。</p> <p>その他、事業実施に必要と認められるものを対象とします。</p> <p>例：各種申請手数料 ・ 振込手数料 ・ 印紙代 ・ 著作権料 など</p> <p>◆「雑費」「予備費」等の名目では対象になりませんので、具体的に記載してください。</p> <p>◆内訳欄で、内容や必要な事情等を明記してください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策費</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策でかかる経費はこちらにまとめてください。</p> <p>例：消毒液やマスクなどの消耗品費 ・ 感染症対策の亚克力板等の購入費 ・ 映像配信費 ・ 会場消毒や入場制限監視員などの委託料 など</p> <p>◆内容をなるべく具体的に明記してください。</p>
<p>対象外経費</p>	<p>以下のような経費は、補助の対象になりません。</p> <p>団体事務運営費</p> <p>備品や日常事務のための消耗品購入費・通信費・印刷費・人件費・家賃・光熱費など</p> <p>食糧費 ・ 宿泊費 ・ 受取人が構成員となる「謝礼」等</p> <p>その他、当補助金制度の趣旨・申請事業の内容等を勘案して、<u>選定委員会が適切でない</u>と判断するものは対象になりません。</p>

お問い合わせ先

立川文化芸術のまちづくり協議会事務局
(立川市 産業文化スポーツ部 地域文化課)

〒190-0022 立川市錦町 3-3-20

TEL : 042-506-0012 (直通) FAX : 042-525-6581

e-mail : chiikibunka-t@city.tachikawa.lg.jp